

参議院議員通常選挙における投票用紙の交付誤りについて

令和 7 年 9 月 1 日 選挙管理委員会事務局

1 事案の概要

令和 7 年 7 月 14 日（月）午前 11 時 30 分頃、曲松児童センター期日前投票所に選挙人の妻が訪れ、「選挙人は施設に入所していて投票所で投票ができないため、本人に代わり代理投票をしたい」との申出があり、本人の分を含めた 2 枚の選挙区選挙の投票用紙を交付し、誤った代理投票が行われました。

その後、比例代表選挙の投票時に、選挙人の妻が 2 枚の投票用紙を所持していることを投票管理者が発見し、本件が発覚したものです。

2 経過

次頁を参照

3 原因

- (1) 投票管理者職務代理者が、代理投票は妻が選挙人に代わり投票ができる制度であると思い込んでいたこと。
- (2) 他の投票所従事者も、代理投票の事務処理を十分に理解していなかったこと。

4 再発防止策

- (1) 発生直後の対応として、曲松児童センター期日前投票所の選挙事務従事者に対し、直接、指導及び注意喚起を行いました。併せて、他の期日前投票所の従事者に対しても周知を図り、適正な投票事務の徹底を図りました。
- (2) 代理投票の制度は、これまでも選挙事務従事者説明会において説明してきましたが、今後は本事案を用いて事務処理の流れを詳細に説明します。

【経過】

月 日	時間 ※24 時間表記	内 容
7 月 1 4 日	11:30	①【申請】曲松児童センター期日前投票所に選挙人の妻が訪れ「選挙人は施設に入所していて投票所で投票ができないため、本人に代わり代理投票をしたい」との申出が同投票所の投票管理者職務代理者にあった。 ②【実施の可否】投票管理者職務代理者は、妻が選挙人に代わり投票ができるものと思い込み、投票管理者に代理投票を行うことを伝え、投票管理者が承認（妻の代理投票を行うものと認識）した。 ③【受付】受付係は、投票管理者職務代理者が受け付けていいと言ったため、2人分の入場券を読み取り、選挙人名簿との照合を行い、選挙区の投票用紙交付係に誘導を行った。 ④【投票用紙交付】選挙区の投票用紙交付係は、選挙人の分を含めた2枚の選挙区選挙用投票用紙を交付した。 ⑤【投票用紙への記載→投票】選挙人の妻は自分の分を記載した。選挙人の分は妻から夫の意思を聞き、代理者である投票管理者職務代理者が記載、立合いを庶務係が行った。その後、選挙人の妻が2枚の選挙区選挙用投票用紙を投票箱に投函した。 ⑥【投票用紙交付】比例代表の投票用紙交付係は、選挙人の分を含めた2枚の比例代表選挙用投票用紙を交付した。 ⑦【投票用紙への記載→投票】選挙人の妻は自分の分を記載した。選挙人の分は妻から夫の意思を聴き、代理者である投票管理者職務代理者が記載、立合いを庶務係が行った。
	11:35	その後、選挙人の妻が自分の分の比例代表選挙用投票用紙を投票箱に投函する際に、選挙人の妻が2枚の投票用紙を所持していることを投票管理者が発見し、本件が発覚した。
	13:35 ～14:05	曲松児童センター期日前投票所において関係者に事情聴取を実施